

浅川水系河川整備基本方針

平成 21 年 3 月

愛 媛 県

目 次

1．河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
(1)流域及び河川の概要	1
(2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
2．河川の整備の基本となるべき事項	
(1)基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	4
(2)主要な地点における計画高水流量に関する事項	4
(3)主要な地点における計画高水位及び 計画横断形に係る川幅に関する事項	5
(4)主要な地点における流水の正常な機能を 維持するため必要な流量に関する事項	5
(参考図)	
浅川水系図	6

1 . 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1)流域及び河川の概要

浅川^{あさがわ}は、その源を今治市^{いまばり}奥矢田^{おくやた}に発し、支川^{やまだ}山田川、日吉川^{ひよし}、鴨川^{かもがわ}と合流したのち、今治市市街地北部で^{ひうちなだ}燧灘に注ぐ、流域面積 12.6km²、幹川流路延長 4.2km の二級河川である。

その流域は、今治市の中央部に位置し、今治市における社会、経済、文化の基盤を成している。また、自然環境の乏しい市街地にあつて、沿川住民にやすらぎと潤いを与える貴重な空間としての位置付けは大きいため、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。

浅川の流域は、中・下流部は市街地、上流部は水田・畑として利用されており、山地部の畑は主に果樹園である。また、中流部の^{にしせと}西瀬戸自動車道今治インターチェンジ周辺は「今治新都市」として都市計画決定され、市街地整備の推進が図られているところである。

沿川には「阿方貝塚^{あがた}」や「鯨山古墳^{くじらやま}」などの文化財を有している。

本水系の治水事業は、昭和 47 年 9 月の集中豪雨による出水を契機に、昭和 48 年より、基準地点別宮における計画高水流量を 150m³/s と定め、本川では、河口から国道 196 号バイパス付近までは、河道拡幅、河床掘削等の改修を実施している。しかし、現在でも支川日吉川、山田川を含め、河道未改修区間が多く残っている状況である。

浅川の下流部(感潮域)は、河道内に植生は認められない。水域では、アベハゼ、モクズガニ等、魚介類の生息が確認されている。中・上流部は、河道内に堆積した土砂にカワチシャ、ジュズダマ、コセンダングサ等の植生が認められ、ドジョウ、メダカ、オイカワ、コイ等の魚介類が生息している。

河川の水質は、環境基準の類型指定は設定されていないが、平成15年及び平成16年の水質調査結果によると、浅川水門上流で環境基準 B 類型程度となっている。

河川水の利用については、浅川、日吉川各 1 カ所、山田川 2 カ所計 4 箇所の取水施設から農業用水として取水し、約 50ha の農地のかんがい用水として利用されている。なお、水利権の設定状況は慣行水利権である。

(2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川整備の状況、水害の発生状況、河川の利用状況、流域の文化並びに河川環境の保全を考慮し、地域の社会経済情勢と調和を図りつつ計画を定め、河川の総合的な保全と利用を図る。

災害の発生の防止または軽減に関しては、洪水被害を軽減するために、河道掘削、護岸等の整備を進め、洪水の安全な流下を図ると共に、情報伝達体制を整備する。さらに、計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し越水した場合においても、被害をできるだけ軽減するよう、必要に応じた対策を実施する。

河川水の適正な利用に関しては、利水者との連絡調整を図り、効率的な農業用水の利用がなされるよう努める。また、渇水時には、渇水被害軽減のための情報を提供し、地域住民の協力を得られるように努める。

河川環境の整備と保全に関しては、自然環境及び河川利用の実態把握に努め、治水水面・利水面との調和を図る。今後の河川整備にあたっては、瀬・淵の形成に配慮した河川改修や環境に配慮したブロックを採用して植生回復に努めるなど動植物の生息・生育環境の確保に努める。特定種のカワヂシャの生育する区間は短い工区に分けて施工し、施工が完了した区間から順次移植を行いカワヂシャへの影響を減らす。特定種のメダカ・ドジョウに対しては、生息に必要な水際植生の保全や回復に努め、生息環境を確保する。

また、今治市と連携して、流域内に計画されている下水道事業の促進を図るなど、水質の保全・向上に努める。

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川管理施設の機能を常に最大限に発揮できるように河川管理施設の点検及び整備に努める。また、河川愛護の啓発に努め、地域と一体となって川づくりを行い、水質及び自然環境の保全等適正な維持管理に努めるとともに、河川空間へのアクセスを整備し、人と河川とのふれあいの場を確保するなど、親水性の向上や周辺の自然環境との調和を図りながら沿川住民が親しみを持てる川づくりに努める。

2 . 河川の整備の基本となるべき事項

(1)基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水は、過去の洪水実績、昭和 47 年 9 月洪水の既往最大洪水等を鑑み、ピーク流量を基準地点桜橋地点において $115\text{m}^3/\text{s}$ とする。

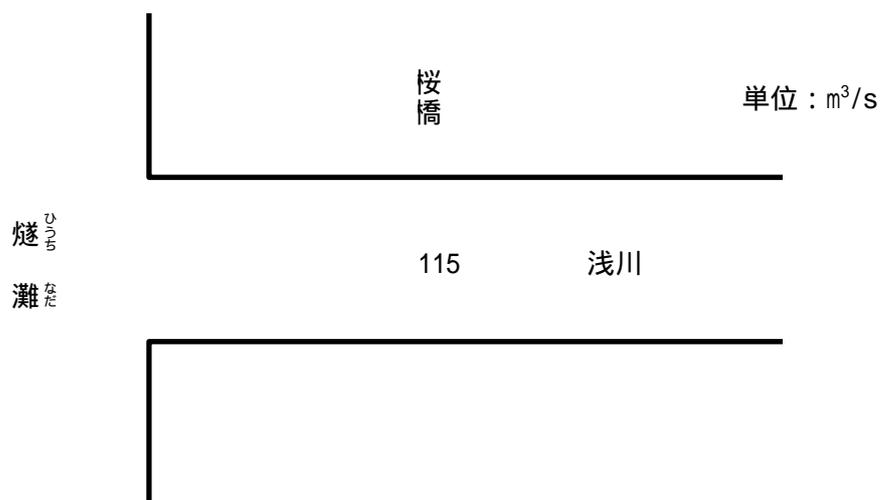
基本高水のピーク流量一覧表

(単位： m^3/s)

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
浅川	桜橋	115	-	115

(2)主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、基準地点桜橋において $115\text{m}^3/\text{s}$ とする。



計画高水流量配分図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位および計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位および川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T.P. m)	川幅 (m)
浅川	桜橋	1.80	+4.40	15

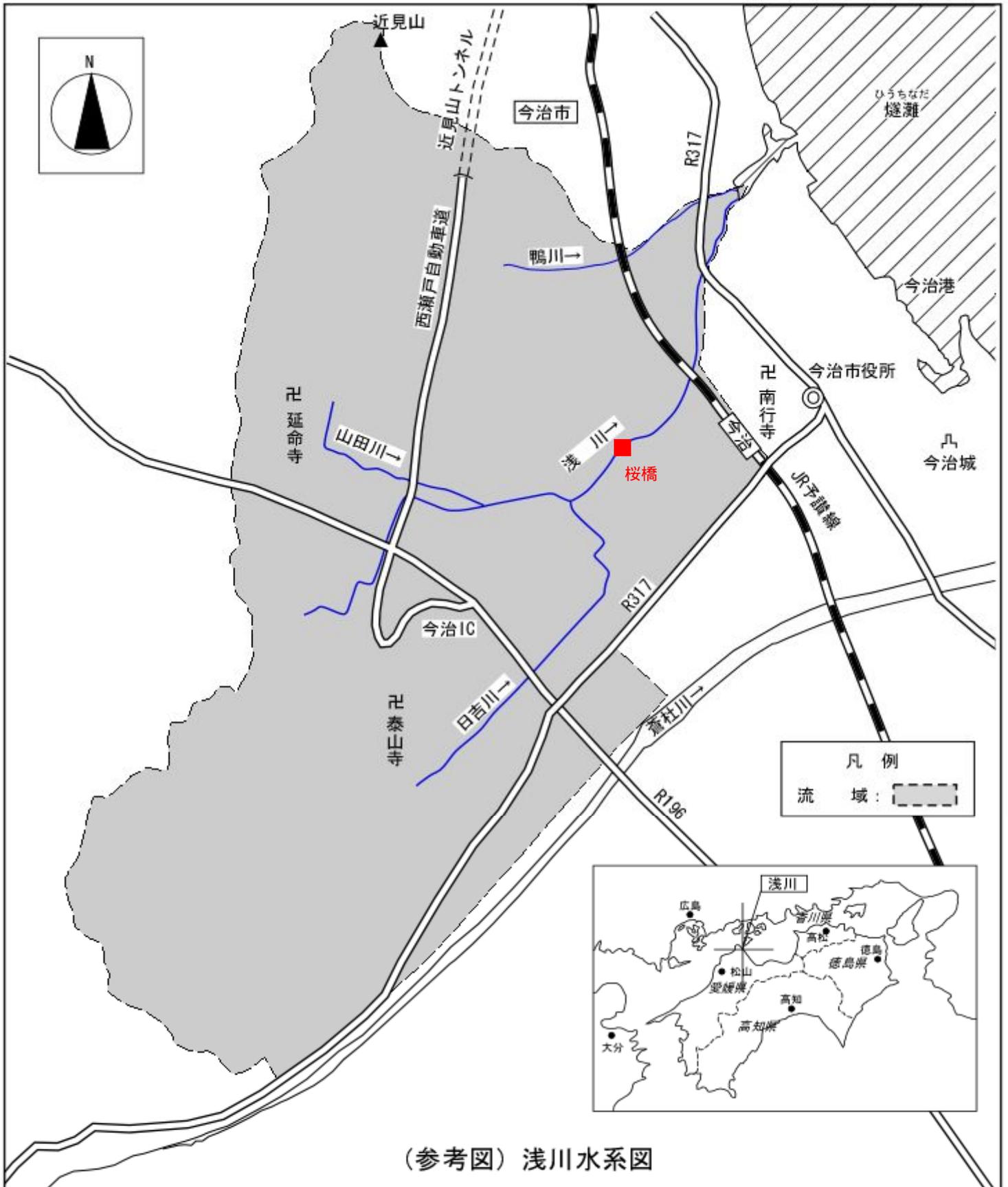
(注) T.P. : 東京湾平均海面

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

本川の桜橋地点から上流における既得水利は、かんがい用水 $0.116\text{m}^3/\text{s}$ の取水がある。

これに対して、桜橋地点での過去 10 年間（平成 6 年～平成 15 年）の平均低水流量は約 $0.2\text{m}^3/\text{s}$ 、平均湧水流量は約 $0.1\text{m}^3/\text{s}$ 、である。

桜橋地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現況、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮し、概ね $0.3\text{m}^3/\text{s}$ と想定されるが、今後、河川及び流域における諸調査を踏まえ、関係機関と連携し水利用の実態を把握した上で決定するものとする。



(参考図) 浅川水系図